

丸近の証券総合サービス 約款・規定集

第 1 章 総合取引約款	1
第 2 章 保護預り約款	4
第 3 章 振替決済口座管理約款	5
第 4 章 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款	11
第 5 章 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款	12
第 6 章 特定管理口座約款	13
第 7 章 外国証券取引口座約款	13
第 8 章 累積投資取引規定	17
「最良執行方針」についてのお知らせ	19
「当社の個人情報保護方針」についてのお知らせ	20

※第 4 章、第 5 章及び第 6 章は、法人のお客様には適用されません。

第1章 総合取引約款

第1節 総合取引

第1条 (約款の趣旨)

この約款は、有価証券の保護預り取引、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済口座取引、特定口座取引、累積投資取引及び外国証券取引又はそれらを組合せた取引等（以下「総合取引」といいます。）について、お客様と丸正証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第2条 (総合取引の利用)

- (1) お客様は、この約款に基づいて次の①から⑩に掲げる取引及びサービスをご利用いただけます。
- ① 第2章に定める保護預り取引
 - ② 第3章に定める振替決済口座の取引
 - ③ 第4章に定める特定口座取引
 - ④ 第5章に定める特定口座に係る上場株式配当等受領委任
 - ⑤ 第6章に定める特定管理口座取引
 - ⑥ 第7章に定める外国証券取引
 - ⑦ 第8章に定める累積投資取引（キャッシングの取扱いを含みます。）
 - ⑧ 第2章に定める保護預りに係る有価証券の利息・収益分配金及び償還金を累積投資コースへ入金する取引
 - ⑨ 第1章に定める金銭の受渡方法
 - ⑩ 第1章に定める有価証券取引
 - ⑪ 第1章に定める報告・連絡
- (2) お客様は、上記(1)⑧の取引については、下記コースについて累投口に係る累積投資取引(規定)に掲げる取引方法によりご利用いただけます。
- ① MMF（マネー・マネージメント・ファンド）コース（野村）
- (3) お客様は、上記(1)③、④、⑤の取引については、特定口座開設の申込みを選択された場合に限りご利用いただけます。（ただし、法人のお客様はご利用できません。）

第3条 (取引時確認について)

当社は、お客様が総合取引を申込み際、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）及び司法施行令・施行規則の規定に従い、本人確認を行わせていただきます。

第3条の2 (反社会的勢力でないことの表明・確認)

- (1) お客様は、あらかじめ当社所定の方法により、現在、次の①のイからホのいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確認していただきます。また、自ら又は第三者を利用して②のイからホに該当する行為を行わないことを確認していただきます。
- ① 現在かつ将来にわたり次のイからホのいずれにも該当しないことの表明・確認
 - イ 暴力団
 - ロ 暴力団員
 - ハ 暴力団準構成員
 - ニ 暴力団関係企業
 - ホ 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - ヘ その他イからホに準ずる者
 - ② 自ら又は第三者を利用し次のイからホに該当する行為を行わないことの確認
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ホ その他イからニに準ずる行為
- (2) 口座開設にあたり当社が行う審査により、お客様が上記(1)①のイからホのいずれかに該当すると当社が判断した場合又は、自ら又は第三者を利用し、②のイからホに該当する行為を行った場合は、原則として口座開設することはできません。
- また、これにより生じたお客様の損害については、一切当社はその責を負わないものとします。

第3条の3 (共通番号の届出)

お客様には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、本口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届出ていただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第3条の4 (外国政府等において重要な地位を占める方・その家族等であることの確認)

当社は、犯罪収益移転防止法及び司法施行令・施行規則の規定に従い、お客様ご自身又はご家族（配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟姉妹、配偶者のご両親その他法令で定める者。）が、外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める方として次の①から④に定める職位にあるかどうかを当社の定める方法により確認させていただきます（過去において該当する場合も含みます。）。なお、確認の対象には本邦における次の職位にある方は含まれません。

- ① 外国の元首
- ② 本邦における以下の地位に相当する職
 - イ 内閣総理大臣、その他の国務大臣及び副大臣
 - ロ 衆議院議長・副議長、参議院議長・副議長
 - ハ 最高裁判所の裁判官
 - ニ 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員
 - ホ 統合幕僚長・幕僚副長、陸上・海上・航空各々の幕僚長、幕僚副長
- ③ 中央銀行の役員
- ④ 予算について国会の議決を経る、又は承認を受けなければならない法人の役員

第3条の5 (口座開設に伴う審査)

お取引口座の開設に際し、当社所定の審査をさせていただきます。審査には相当の日数を要する場合があります。審査の結果によっては、口座開設をお断りすることがあります。なお、口座開設の遅延又は口座開設ができないことにより生じたお客様の損害については、一切当社はその責を負わないものとします。

第4条 (申込方法等)

- (1) お客様は、当社所定の方法により、あらかじめ、以下の書類を当社の本・支店又は営業所に提出することによって、総合取引を申込みのとし、かつ、当社が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。
- ① 当社所定の申込書
 - ② 犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類
- (2) すでに総合取引を契約済のお客様が、第2条(1)⑦累積投資取引及び同条(1)②振替決済口座の開設を行う場合は、お客様のお申出により契約が締結したのとし、申込書の提出は不要とします。
- (3) すでに総合取引を契約済のお客様が、第2条(1)③特定口座取引を行う場合は、別途、以下の書類を提出することによって、特定口座取引を申込みのとし、当社が承諾した場合に限り特定口座取引を開始することができます。
- ① 特定口座開設届出書
 - ② 租税特別措置法に基づく本人確認書類

第4条の2 (総合届出印鑑)

お客様は、総合取引開始時に総合印鑑届を届出ていただきます。ただし、すでにその届出がされている場合には、その印鑑が届出印鑑となりますので、改めてお届けいただく必要

はありません。なお、すでに当社に開設されているすべての口座及び今後開設されるすべての口座についてもこの印影を当社への届出印鑑として取扱わせていただきます。

第5条（印鑑照合等）

本契約口座についての総合届出印鑑、届出住所、氏名等の照合は、第4条の申込書に押捺された印影及び記載された住所・氏名等をもって届出印鑑、住所、氏名とします。

第2節 金銭の受渡方法

第6条（入金の取扱い）

お客様より有価証券のご購入代金等を受入れる場合、当社は、金銭に係る「受領書」を交付します。ただし、銀行振込等で受入れた場合は、「受領書」の交付を行わないものとします。

第7条（金銭の振込によるお支払い）

- 金銭の振込によるお支払いは「金銭の振込先指定方式」によるものとします。
- 「金銭の振込先指定方式」とは、お客様の当社における口座内のすべての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭（以下「金銭」といいます。）を、お客様があらかじめ指定する預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）に振込む方式をいいます。
- お客様は所定の手続きにより、振込先の指定預金口座をあらかじめ指定していただくものとします。
 - 指定預金口座は当社の口座名義と同一としてください。
 - すでに当社に振込先の預金口座をお届出になっている場合においても、本条に基づいて指定された口座を指定預金口座として取扱わせていただきます。
 - 上記②にかかわらず、利金・収益分配金及び累積投資に係る有価証券の償還金（以下「利金等」といいます。）について「利金・収益金受取方法指定届」等で振込先の預金口座を指定されている場合には、特にお客様からその旨の指示がないときは、利金等に限り従前のご指定による口座を指定預金口座として取扱わせていただきます。
- 指定預金口座の変更は下記により行うものとします。
 - 指定預金口座を変更されるときは、当社所定の用紙によって届出ていただきます。
 - 変更申込み受付後の取扱いは、上記(3)に準じて行うものとします。
- 振込の受渡精算方法の指示は、下記の方法によるものとします。
 - 金銭の受渡精算方法については、お客様からその都度、本条に基づく振込をするのか、その他の受渡精算方法によるのかを口頭、書面等でご指示いただきます。なお、上記のご指示を受けたとき当社は所定の申込書等によりお客様ご自身からの指示であることを確認することがあります。
 - 利金等については、あらかじめ振込のご指示がある場合には、上記①のご指示をいただく際に指定預金口座に振込みます。ただし、指定預金口座をお届けいただいたのちに、利金等をそれと異なる預金口座に継続して振込むことをご希望される場合には、その預金口座を当社所定の用紙によって届出ていただきます。
- 振込に係る手数料は、当社所定の額をお客様にご負担していただくことがあります。
- 本条に基づき振込をする場合には、その都度の受領書の受入れは不要といたします。

第8条（現金等による出金の取扱い）

お客様が現金等を引出される場合は、所定事項を記載し届出印を押捺された受領書と引換えにお支払いいたします。

第9条（免責）

当社が所定の書類に押捺された印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違のないものと認めて金銭を返還した場合は、係る返還に関して生じた損害については、当社は一切その責任を負いません。

第3節 有価証券取引（注文の受注）

第10条（法令・諸規則の遵守）

当社は、お客様から有価証券等の売買等のご注文をお受けする際には、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）、その他関係法令、金融商品取引所の定める受託契約準則及び日本証券業協会の定める規則に従い、当該ご注文をお受けするものとします。

第10条の1（金融商品取引所による呼値の取消しに伴うご注文の取扱い）

金融商品取引所の定める業務規程及び受託契約準則に従い、金融商品取引所のシステム障害等により売買の停止がなされ、委託注文に係る呼値が取り消された場合であっても、売買が再開されるときには、原則として、前条の規定により受託しましたご注文は、そのまま有効な委託注文とみなして再発注するものといたします。ただし、執行条件付き注文（寄り指定注文、引け指定注文又は不成指定注文をいう。）及びエラー注文（取引所障害起因により取引所エラー通知を受信済みの注文をいう。）（以下「執行条件付き注文等」という。）については、再発注いたしません。執行条件付き注文等については、再度お客様のご意思を確認の上、お客様のご指示に従い、新規注文としてお受けするものとします。

第11条（前受金等）

- 有価証券の売買等のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該注文に係る代金の全部又は一部、有価証券の全部（以下「前受金等」といいます。）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 有価証券をお預けいただく場合は、原則として口座管理機関からの口座振替によるものとします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、金融商品取引所及び日本証券業協会の定める時限までに、ご注文に係る代金をお預けいただきます。
- 外国証券については、外国証券取引口座約款の定めるところに従います。
- 上記(1)から(4)以外の取引については、当社の定めるところによります。

第12条（受注できない場合）

- 事故証券については、お預りしたり、売付等を受注したりすることはできません。
- 募集又は売出しに係る有価証券の買付のご注文をいただいたときは、事前に当該募集又は売出しに係る有価証券の目論見書を受領されていることを当社所定の方法により確認させていただきます。目論見書の受領の確認が出来なかったときは、ご注文はお受けできません。
- 上記(1)、(2)のほか、次のいずれかに該当する場合は、ご注文をお受けしない場合があります。
 - 注文の内容が法令又はこの約款の定めのに反し、又は反するおそれがあると当社が判断する場合
 - 売買規制等により、注文を執行できない場合
 - お客様が当社に対する債務の履行を怠っている場合
 - 上記①から③に掲げる場合のほか、受注することが適当ではないものと当社が判断する場合

第13条（注文内容の明示）

- 有価証券の売買等のご注文の際は、売買の種類、特定預り、非特定預りの別、銘柄、売り買いの別、数量、価格、注文の有効期限、市場の別、現物・信用の別等、注文の執行に必要な事項を明示していただきます。ただし、執行する市場の明示が無い場合は当社の最良執行方針に基づき執行することとします。これらの事項を明示していただけなかったときは、ご注文の執行が出来ない場合があります。
- 当社が必要と判断したときは、委託注文書をご提出いただく場合があります。

第4節 報告・連絡

第14条（取引報告書）

当社は、お客様からご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第37条の4の規定に基づき、遅滞なく、取引報告書をお客様に交付いたします（郵送又は「金融商品取引業等に関する内閣府令」（以下「金商業等府令」といいます。）等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下、取引残高報告書についても同様です。）。

第15条（取引残高報告書等）

- 当社は、金商業等府令第98条第1項第3号ロの規定に基づき、四半期に1回以上、期間内のお取引内容、お取引後の残高を記載した取引残高報告書をお客様に交付いたします。ただし、お取引がない場合は、1年に1回（信用取引及び発行日取引（以下「信用取引等」といいます。）又はデリバティブ取引（日本証券業協会自主規制規則「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」第9条第1項第2号イ又はロに該当する取引をいいます。）の未決済建玉がある場合には2回）以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行います。
- 当社は、上記(1)の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの上記(1)に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

- (3) 当社は、上記(1)に定める残高照合のためのご報告のうち、次の①・②に掲げる書面に記載されているもの（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。）については、上記(1)の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面
 - ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書
- (4) 当社から取引残高報告書を受領したお客様は、当社が預り証の回収をお願いしたときには、これに応じるものとします。
- (5) 取引残高報告書を受領後、15 日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとさせていただきますので、取引残高報告書を受領した場合は、速やかにその内容をご確認ください。その際、取引残高報告書の記載事項をご確認いただく回答書（兼同意書）を送付させていただいた場合は、必ず当該回答書（兼同意書）をご返送ください。
- (6) 当社が届出のあった氏名又は名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を送付した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (7) 当社からの報告書や連絡内容等、お取引に関する事項でご不審な点があるときは、速やかに当社検査部に直接ご連絡ください。

第 16 条（混同担保使用に関する同意事項）

お預り残高のうち委託保証金代用有価証券あるいは委託証拠金代用有価証券について、お預りしてある該当の有価証券を、当社が混同担保に使用することを、お客様は「取引残高報告書」の送付を受けた都度、「回答書兼同意書」をご返送いただくことにご同意いただいたものとして取扱います。なお、あらかじめ、お客様から混同担保使用に関する同意として「包括再担保契約に基づく担保同意書」をご提出いただいた場合には、「回答書（兼同意書）」の受入れによる都度の同意は省略させていただきます。

第 5 節 解約・変更

第 17 条（取引の解約事由）

各契約は、以下の事由に該当したときに解約されるものといたします。

- ① お客様が当社所定の方法により解約をお申出になったとき
- ② お客様が手数料を支払わないとき
- ③ お客様がこの約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき
- ④ 保護預り証券等の残高がなくなった後、一定期間が経過したとき
- ⑤ 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間において解約を申出たとき
- ⑥ 当社が該当する契約に関する業務を営むことができなくなったとき、又は当該業務を終了したとき
- ⑦ 犯罪収益移転防止法に基づく、取引時確認ができないとき
- ⑧ お客様が口座開設申込時に外国 P E P s（外国の政府等において重要な地位を占める者（外国の国家元首等）とその地位にあった者、その家族等）に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社が解約を申出たとき
- ⑨ お客様又はお客様の代理人が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると相当の事由をもって当社が判断し、解約を申出たとき
- ⑩ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき
- ⑪ お客様が口座開設申込時に行った「反社会的勢力でないことの確約」に関して、虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申出たとき
- ⑫ お客様が当社との取引において自ら又は第三者を利用して脅迫的な言動若しくは暴力を用いたとき、又は風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損したとき、その他これらに類する事由により、当社が解約を申出たとき⑬ お客様が、不公正な取引、相場操縦行為、相場の変動を図ることを目的とした風説の流布、インサイダー取引等、金商法が禁止している行為を行い、又は行ったことがあることが事後的に判明し、この約款に基づく取引を継続することが相当でないとき
- ⑭ お客様が、犯罪による収益等をもって、生計の維持、財産の形成又は事業の遂行に利用しているとき
- ⑮ お客様が、その有するいずれかの口座を、自己又は第三者の犯罪による収益等の預託を実質的な目的として利用しているとき
- ⑯ 上記⑨から⑮に準ずる事由その他やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき

第 18 条（解約時の取扱い）

各契約が解約となった場合のお手続き等は、以下のとおりといたします。

- ① 当社の定める方法により、金銭は銀行振込等により返還し、有価証券についてはお客様の指定する他の金融商品取引業者等への振替を行います。
- ② お預りしている有価証券等のうち、原状による振替が困難なもの等については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等を返還します。

第 19 条（変更・喪失手続き）

- (1) 各サービス、取引等に関する申込書等の記載事項や届出事項等に変更がある場合は、直ちに当社所定の方法によりお取引店にお届出ください。
- (2) 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、及び法人の場合における代表者の役職氏名、住所共通番号、その他の届出事項に変更があったときは、直ちにその旨を当社所定の手続きによりお届出ください。
- (3) 申込書等の記載事項や届出事項の変更手続きに際しては、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」等の書類をご提出願うことがあります。
- (4) 本条に関するお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了した後でなければ保護預り証券の振替及びお預り金の返還等のご請求には応じられません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 第 2 項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。
- (5) 外国 P E P s（外国の政府等において重要な地位を占める者（外国の国家元首等）とその地位にあった者、その家族等）に該当することとなった場合は、当社所定の方法により遅滞なくお届出ください。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、直ちに当社に届出るものとします。
 - ① 家庭裁判所の審判により、後見、保佐、補助が開始されたとき
 - ② 後見監督人が選任されたとき
 - ③ 任意後見監督人が選任され任意後見が開始されたとき

第 20 条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

第 6 節 内部者登録制度

第 21 条（内部者登録制度の趣旨）

日本証券業協会にて定める「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（自主規制規則）に基づく内部者登録制度において、当社と取引を行うお客様が内部者である場合の取扱いを定めることを目的とします。

第 22 条（内部者届出等の提出）

お客様が内部者にあたる場合は、当社所定の届出を提出するものとします。

第 23 条（内部者の定義）

内部者とは、次に掲げるいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 次に該当する方
 - イ 上場会社等の取締役、会計参与、監査役又は執行役（以下「役員」といいます。）
 - ロ 上場投資法人等の執行役員又は監督役員
 - ハ 上場投資法人等の資産運用会社の役員
- ② 次に該当する方
 - イ 上場会社等の親会社又は主な子会社の役員
 - ロ 主な特定関係法人（上場投資法人等の資産運用会社特定関係法人のうち、主なものとして、日本証券業協会のホームページに掲載されたものをいいます。）の役員
- ③ 上記①及び②に該当しなくなった後 1 年以内の方
- ④ 上記①に該当する方の配偶者及び同居者
- ⑤ 上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち執行役員（上場投資法人等の執行役員を除きます。）その他役員に準ずる役職にある方

- ⑥ 上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち上場会社等に係る業務等に関する重要事実（以下「重要事実」といいます。）を知り得る可能性の高い部署に所属する方（上記⑤を除きます。）
- ⑦ 上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある方
- ⑧ 上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する方（上記⑦を除きます。）
- ⑨ 上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人
- ⑩ 上場会社等の大株主

第24条（内部者届出事項の変更）

お客様が当社に届出された内部者の内容に変更がある場合は、当社所定の方法により速やかにお届出ください。

第25条（内部者届出がない場合等の免責）

前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、お客様に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

第26条（内部者個人データの第三者提供に関する同意）

お客様は、当社が内部者として登録されたお客様の情報を照合することを目的としてお客様の個人データ（氏名、生年月日、郵便番号）を日本証券業協会と本邦金融商品取引所が共同で設立する『内部者情報システム』に提供することがあることに同意するものとします。

第7節 雑 則

第27条（免責事項）

当社は次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第19条(2)による届出の前に生じた損害
- ② 当社所定の証書等に押捺された印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、お預りした有価証券又は金銭を返還したこと、又は振替有価証券をお客様の指定する口座管理機関等へ振替えたことにより生じた損害
- ③ 当社が、第7条(2)、(3)により金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害
- ④ 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は印影がお届出の印鑑と相違するためにお預りした有価証券又は金銭を返還しなかったこと、又は振替有価証券をお客様の指定する口座管理機関等へ振替えなかったことにより生じた損害
- ⑤ お預り当初から、保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があった場合
- ⑥ 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭若しくは有価証券の授受又は保管の手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
- ⑦ 電信又は郵便の誤謬、遅延等の当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- ⑧ 上記⑥の事由により振替有価証券の記録が滅失等した場合、又は利金、分配金、償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑨ 第28条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

第28条（緊急処置）

法令の定めるところにより保護預り有価証券の移管を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第29条（保護預り約款等の適用）

この約款に定めのない事項については保護預り約款等、他の約款・規定が適用されるものとします。

第30条（合意管轄）

お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本・支店又は営業所の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第2章 保護預り約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、当社とお客様との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定められるものです。

第2条（保護預り証券）

- (1) 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第1項各号に掲げる証券のうち市場性のあるものに限り、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。
- (2) 当社は、上記(1)によるほか、お預りした証券が振替決済に係るものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところによりお預りします。
- (3) この約款に従ってお預りした証券を以下「保護預り証券」といいます。

第3条（保護預り証券の保管方法及び保管場所）

当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- ① 保護預り証券については、当社において安全確実に保管します。ただし、当社の指定する保管機関等に保管する場合があります。
- ② 金融商品取引所又は決済会社の振替決済に係る保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。
- ③ 保護預り証券のうち上記②に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混合して保管することがあります。
- ④ 上記③による保管は、大券をもって行うことがあります。

第4条（混合保管等に関する同意事項）

前条の規定により混合して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。

- ① お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。
- ② 新たに証券をお預りするとき又はお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。

第5条（混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い）

混合して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規定により公正かつ厳正に行います。

第6条（共通番号の届出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法律の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行っていただきます。

第6条の2（当社への届出事項）

- (1) 当社所定の書類に押捺された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。
- (2) お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下「株券等」といいます。）に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、上記(1)の書類を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「特別永住者証明書」等の書類をご提出願うことがあります。

第7条（保護預り証券の口座処理）

- (1) 保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。
- (2) 金融商品取引所又は決済会社の振替決済に係る証券については、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取扱います。ただし、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）が必要であると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。
- (3) 当社は上記(2)のうち、他の金融商品取引業者等の口座への振替による移管の依頼については、あらかじめ、当社所定の事務手続料をいただくことがあります。
- (4) 当社は上記(3)の場合、売却代金等の預り金があるときは、それらから充当することがあります。また、料金のお支払がないときは、振替移管のご請求には、応じないことがあります。

第8条（担保に係る処理）

お客様が保護預り証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。

第9条（お客様への連絡事項）

- (1) 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。
 - ① 名義書換又は提供を要する場合には、その期日
 - ② 混合保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還額
 - ③ 最終償還期限
 - ④ 残高照合のための報告。ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告
- (2) 残高照合のためのご報告は第1章総合取引約款第15条によりお客様にお知らせします。
- (3) 当社がお客様よりお届いただいた氏名又は名称、ご住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (4) その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の検査部に直接ご連絡ください。

第10条（名義書換等の手続きの代行等）

- (1) 当社は、ご依頼があるときは株券等（当社で取扱えないものは除きます。）の名義書換、併合、分割又は株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。
- (2) 上記(1)の場合は、所定の手続料をいただきます。

第11条（償還金等の代理受領）

保護預り証券の償還金（混合保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受取り、ご請求に応じてお支払いします。

第12条（受領書の交付）

- (1) 当社は、お客様より手持ちの有価証券等の寄託を受ける場合、受領書を交付します。
- (2) 受領書を受取らないで、当社の役職員（外務員を含みます。）に有価証券を保護預りとしてお預けにならないでください。

第13条（保護預り証券の返還）

保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の方法によりお手続きください。

第14条（保護預り証券の返還に準ずる取扱い）

当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取扱いします。

- ① 保護預り証券を売却される場合
- ② 保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合
- ③ 当社が第11条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

第15条（届出事項の変更手続き）

- (1) お届出事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うことがあります。
- (2) 上記(1)によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預り証券の返還のご請求には応じません。

第16条（保護預り管理料）

- (1) 当社は、口座を設定したときは、その設定時及び口座設定後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- (2) 当社は、上記(1)の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、保護預り証券の返還のご請求には応じないことがあります。

第17条（解約）

第1章総合取引約款第17条の規定は、この約款において準用します。この場合において、同条③中の「この約款」とあるのは、「保護預り約款」と読み替えるものとします。

第18条（解約時の取扱い）

- (1) 第17条に基づく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。
- (2) 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

第19条（公示催告等の調査等の免除）

当社は、保護預り証券に係る公示催告の申立て、除権決定の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査及びご通知はしません。

第19条の2（緊急措置）

法令の定めるところにより保護預り証券の移管を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第20条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 当社が、当社所定の証書（受領書等）に押捺された印影とお届出の印鑑が相違ないものと認め、保護預り証券をご返還した場合
- ② 当社が、当社所定の証書（受領書等）に押捺された印影がお届出の印鑑と相違するため、保護預り証券をご返還しなかった場合
- ③ 第9条(1)①のご通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換等の手続きにつき依頼がなかった場合
- ④ お預り当初から保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があった場合
- ⑤ 天変地変等の不可抗力により、返還のご請求に係る保護預り証券の返還が遅延した場合

第21条（振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等）に関する同意）

有価証券の無券面化を柱とする社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。

第22条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

第23条（個人情報等の取扱い）

米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人又はその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

第3章 振替決済口座管理約款

第1条（約款の趣旨）

- (1) この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取扱う有価証券（以下「振替有価証券」といいます。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）の利用に関し、お客様と当社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
- (2) この約款に記載する振替機関とは、振替法の定めるところにより、国債（以下「振替国債」といいます。）については日本銀行、一般債（以下「振替一般債」といいます。）、短期社債等（以下「振替短期社債等」といいます。）、振替一般債と振替短期社債等を総称して「振替一般債等」といいます。）及び投資信託受益権（以下「振替投信」といいます。）、並びに

株式等（以下「振替株式等」といいます。上場投資信託受益権（以下「振替上場投信」といいます。）及び受益証券発行信託の受益権（以下「振替受益権」といいます。）を含みます。）については株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）を示すものとします。

- (3) この約款における振替一般債等及び振替投信の範囲については、機構の社債等に関する業務規程に、振替上場投信、振替株式等については株式等の振替に関する業務規程に定めるものとします。
- (4) この約款における上位機関等とは、振込国債については日本銀行及び日証金信託銀行（指定参加者）、振替投信及び振替株式等については機構又は株式会社だいたいこう証券ビジネスの総称です（以下「上位機関等」といいます。）。

第2条（振替決済口座）

- (1) 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2) 振替決済口座には、振替機関が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替有価証券の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権欄」といいます。）と、それ以外の振替有価証券の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有欄」といいます。）とを別に設けて開設します。
- (3) 当社は、お客様が振替有価証券についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

第3条（振替決済口座の開設）

- (1) お客様は、振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- (2) 当社は、お客様から申込書による振替決済口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設します。
- (3) 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び振替機関が定める業務規程その他の定めに従って取扱います。
- (4) 当社は、この約款の交付をもって、お客様が、振替法その他の法令及び振替機関が定める業務規程並びに振替機関が講ずる必要な措置及び振替機関が定める振替業の業務処理方法に従うことにつき同意いただいたものとして取扱います。

第3条の2（共通番号の届出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第4条（当社への届出事項）

- (1) 申込書に押捺された印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。
- (2) お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等（以下「外国人等」といいます。）である場合には、申込書を提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「特別永住者証明書」等の書類をご提出願うことがあります。

第5条（加入者情報の取扱いに関する同意）

当社は、原則として、振替決済口座に振替機関が定める振替有価証券に係る記載又は記録が行われた場合には、お客様の加入者情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他振替機関が定める事項。以下同じ。）について、振替制度に関して振替機関の定めるところにより取扱い、振替機関に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

第5条の2（加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意）

当社は、前条に基づき振替機関に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、振替機関を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、同意いただいたものとして取扱います。

第5条の3（共通番号情報の取扱いに関する同意）

当社は、お客様の共通番号情報（氏名又は名称、住所、共通番号）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

第6条（振替機関からの通知に伴う振替口座簿の記載又は記録内容の変更に関する同意）

振替機関から当社に対し、お客様の氏名若しくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨又はお客様が法律により振替株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨若しくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

第7条（発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出）

- (1) 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。
- (2) 上記(1)の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式等については、次の各号に定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。
- ① 総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知又は総受益者通知（以下第36条において「総株主通知等」といいます。）
 - ② 個別株主通知、個別投資主通知又は個別優先出資者通知
 - ③ 株主総会資料、投資主総会資料又は優先出資者総会資料の書面交付請求（第24条第2項に規定する書面交付請求をいいます。）

第8条（発行者に対する振替決済口座の所在の通知）

当社は、振替株式の発行者が会社法第198条第1項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客様が同法第198条第1項に規定する株主又は登録株式質権者である旨を振替機関に通知したときは、振替機関がお客様の振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

第9条（振替制度で指定されていない文字の取扱い）

お客様が当社に対して届出を行った氏名若しくは名称又は住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換することがあることにあることにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

第10条（振替の申請）

- (1) お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替有価証券について、次の①から⑩に定める場合を除き、当社に対し振替の申請ができるものとします。
- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - ② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他振替機関が定めるもの
 - ③ 振替機関の定める振替制限日を振替日とするもの
 - ④ 振替一般債等の償還期日又は繰上償還期日において振替を行うもの
 - ⑤ 振替一般債等の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利金支払日の前営業日において振替を行うもの
 - ⑥ 振替投信の収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑦ 振替投信の償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）内の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑧ 振替投信の償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑨ 振替投信の販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては、次に掲げる日において振替を行うもの
 - イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ホ 償還日
 - ヘ 償還日翌営業日
 - ⑩ 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受付けないもの
- (2) お客様が振替の申請を行うにあたっては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ、記名及び届出印により押印してご提出ください。

- ① 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替有価証券の銘柄及び金額、数量
 - ② お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有欄が質権欄かの別
 - ③ 上記②の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替有価証券についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、新投資口予約権者、優先出資者又は受益者（以下本条において「株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに上記①の数量のうち当該株主等ごとの数量
 - ④ 特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者（以下本条において「特別株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに上記①の数量のうち当該特別株主等ごとの数量
 - ⑤ 振替先口座及び直近上位機関の名称
 - ⑥ 振替先口座において、増加の記載又は記録されるのが、保有欄が質権欄かの別
 - ⑦ 上記⑥の口座において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量並びに当該株主等の氏名又は名称及び住所並びに当該株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等
 - ⑧ 振替を行う日
- (3) お客様は上記(2)①の数量については、振替機関が定める最低数量の整数倍（振替投信の場合は投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が最低数量超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。
- (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、上記(2)⑤の提示は必要ありません。また、上記(2)⑥については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- (5) お客様が当社に振替有価証券の買取りの請求をされる場合、上記(1)から(4)の手続きをまずに振替有価証券の振替の申請があったものとして取扱います。
- (6) 上記(2)の振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限ります。）を行うお客様は、上記(2)①の振替有価証券を上記(2)⑤の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替有価証券の株主等の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

第11条（他の口座管理機関への振替）

- (1) 当社は、お客様から申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、当該他の口座管理機関が振替を受けけない場合、当社は振替の申出を受けけないことがあります。
- (2) 上記(1)において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、お客様はあらかじめ当社所定の手続きによりお申込みください。
- (3) 当社で振替有価証券を受入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄が質権欄の別、加入者口座番号等）をご連絡いただくこととします。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。
- (4) お客様のご依頼により当社の口座から他の口座管理機関の口座へ振替の手続きを行う場合は、当社所定の手続料をいただく場合があります。

第12条（担保の設定）

お客様の振替有価証券について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合に限り、当社所定の手続きによる振替を行います。

第13条（お客様が担保権者となる場合）

お客様が振替有価証券の担保権者となる場合は、当社と担保管理に係る契約を結んでいただきます。お客様が担保権者となる振替有価証券の管理は当該契約に基づく当社所定の手続きにより行います。

第14条（登録質権者となるべき旨のお申出）

お客様が質権者である場合には、お客様の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、当社に対し、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨のお申出をすることができます。

第15条（担保振替有価証券の取扱い）

- (1) お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投信又は振替受益権について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出又は特別受益者の申出をすることができます。
- (2) お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、振替機関に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権又は株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権及び新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権（以下「担保振替有価証券」といいます。）の届出をしようとするときは、当社に対し、担保振替有価証券の届出の取次ぎの請求をしていただきます。
- (3) お客様は、担保振替有価証券の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保振替有価証券についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保振替有価証券の数量についての記載又は記録がなくなったとき又は当該記録に係る株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権若しくは新投資口予約権買取請求に係る振替投資口予約権についてその買取りの効力が生じたとき若しくはその買取請求の撤回の承諾後に当該記録における振替先口座に当該振替株式、当該振替投資口、当該振替新株予約権付社債、当該振替新株予約権若しくは当該振替新投資口予約権の数についての記載若しくは記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、振替機関に対する担保振替有価証券の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

第16条（担保設定者となるべき旨のお申出）

- (1) お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式等（登録質の場合は振替株式、振替投資口又は振替優先出資）について、当社に対し、振替株式等の質権設定者（登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者又は登録優先出資質権設定者）となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。
- (2) お客様が特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的である振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投信又は振替受益権について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益権者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

第17条（信託の受託者である場合の取扱い）

お客様が信託の受託者である場合には、お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替有価証券について、当社に対し、信託財産である旨の記載又は記録をすることを請求することができます。

第18条（振替先口座等の照会）

- (1) 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、振替機関に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が振替機関に登録されているか否かについての照会をすることがあります。
- (2) お客様が振替有価証券の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債権買取請求、新株予約権買取請求若しくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、振替機関に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が振替機関に登録されているか否かについての照会をすることがあります。
- (3) お客様が当社に対する振替有価証券の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債権買取請求、新株予約権買取請求若しくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は振替機関に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が振替機関に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

第19条（分離適格振込国債に係る元利分離申請）

- (1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振込国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。
- 差押えを受けたものその他法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの
- (2) 上記(1)に基づき、お客様が元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を当社に提示いただく必要があります。
- ① 減額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
 - ② お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
- (3) 上記(2)①の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

第20条（分離元本振込国債等の元利統合申請）

- (1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。

差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの

(2) 上記(1)に基づき、お客様が元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を当社に提示いただく必要があります。

① 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額

② お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別

(3) 上記(2)①の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示していただきます。

第21条 (抹消申請の委任)

(1) 当社は、振替決済口座に記載又は記録されている振替有価証券について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請が行われた場合には、振替機関が定めるところに従いお客様に代わって手続きをするものとします。

ただし、振替上場投信又は振替受益権について、振替機関が定める場合には抹消の申請をすることはできません。

(2) 振替決済口座に記載又は記録されている振替有価証券について、お客様の請求による解約、償還（分離利息振込国債にあつては、利子の支払い）、繰上償還、定時償還又は信託の併合等が行われる場合には、当該振替有価証券について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任されたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わって手続きをいたします。

第22条 (償還金、利金、解約金及び収益分配金の代理受領等)

(1) お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替有価証券について、当社に対し、元利金の支払いの請求を委任するものとします。

(2) お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替有価証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）、利金、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、上位機関等が当社に代わって支払者から受取り、当社がお客様に代わって上位機関等からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払します。

第23条 (振替株式等の発行者である場合の取扱い)

(1) お客様が振替株式、振替投資口又は振替優先出資の発行者である場合には、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされているお客様の発行する振替株式、振替投資口又は振替優先出資（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）について、当社に対し、一部抹消の申請をすることができます。

(2) お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求又は新投資口予約権買取請求の目的で振替を受けた振替株式、振替投資口、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、当社に対し、反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知又は反対新投資口予約権者の通知をしていただきます。

第24条 (個別株主通知等の取扱い)

(1) お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出（振替法第154条第4項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。

(2) お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第325条の5第1項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項に基づく投資主総会資料の書面交付請求及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第40条第4項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。

(3) 上記(1)及び(2)の場合は、当社所定の手続料をいただきます。

第25条 (単元未満株式の買取請求等)

(1) お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることができます。ただし、振替機関が定める取次停止期間は除きます。

(2) 上記(1)の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求等については、振替機関が定めるところにより、すべて振替機関を経由して振替機関が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、振替機関が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。

(3) お客様は、上記(1)の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を行うときは、当該買取請求に係る単元未満株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。

(4) お客様は、上記(1)の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの請求を行うときは、当該売渡請求に係る発行者への売渡代金の支払いを、当社を通じて行っていただきます。

(5) お客様は、上記(1)の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求を行うときは、当該取得請求に係る取得請求権付株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。

(6) 上記(1)の場合は、当社所定の手続料をいただきます。

第26条 (会社の組織再編等に係る手続き)

(1) 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等に際し、振替機関の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。

(2) 当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、振替機関の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。

第27条 (振替上場投信の併合等に係る手続き)

(1) 当社は、振替上場投信の併合又は分割に際し、振替機関の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

(2) 当社は、信託の併合に際し、振替機関の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

第28条 (振替受益権の併合等に係る手続き)

(1) 当社は、振替受益権の併合又は分割に際し、振替機関の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

(2) 当社は、信託の併合又は分割に際し、振替機関の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

第29条 (配当金等に関する取扱い)

(1) お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座（以下「預金口座等」といいます。）への振込みの方法により配当金又は分配金（以下本条において「配当金等」といいます。）を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金等を受領する預金口座等の指定（以下「配当金等振込指定」といいます。）の取次ぎの請求をすることができます。

(2) お客様は、当社を経由して振替機関に登録した一の金融機関預金口座（以下「登録配当金等受領口座」といいます。）への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金等を受領する方法（以下「登録配当金等受領口座方式」といいます。）又はお客様が発行者から支払われる配当金等の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替有価証券の数量（当該発行者に係るものに限ります。）に応じて当社に対して配当金等の支払いを行うことにより、お客様が配当金等を受領する方式（以下「株式数等比例配分方式」といいます。）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して上記(1)の配当金等振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。

(3) お客様が上記(2)の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱いします。

① お客様の振替決済口座に記載又は記録がされた振替有価証券の数量に係る配当金等の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。

② お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載又は記録された振替有価証券の数量に係る配当金等の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。

③ 当社は、上記②により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関及び当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。

④ お客様が代理して配当金等を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金等を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの配当金等の受領割合等については、発行者による配当金等の支払いの都度、振替機関が発行者に通知すること。

⑤ 発行者が、お客様の受領すべき配当金等を、振替機関が上記④により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金等の支払債務が消滅すること。

⑥ お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと。

イ 振替機関に対して、株式数等比例配分方式に基づく加入者の配当金等の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者

ロ 直接口座管理機関

ハ 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式（当該株式の銘柄が振替株式であるものに限ります。）の義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者又は会社法第225条第1項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加

入者

- ⑦ お客様が受領する配当金について当社は、「金銭の振込先指定方式」の取扱いを行わないこと。

(4) 登録配当金等受領口座方式又は株式数等比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

第30条 (振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等)

(1) 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権について、信託契約及び振替機関の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います(信託財産の発行者が所在する国又は地域(以下「国等」といいます。))の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。)

なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める約款により管理することがあります。

(2) 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権の信託財産について、信託契約及び振替機関の規則等その他の定めに従って、当該振替受益権への転換請求の取次ぎの手続きを行います(信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。)

第31条 (振替受益権の信託財産の配当等の処理)

振替受益権の信託財産に係る配当金又は収益分配金等の処理、新株予約権等(新株予約権の性質を有する権利又は株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。))その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、処理することとします。

第32条 (振替受益権の信託財産に係る議決権の行使)

振替受益権の信託財産に係る株主総会(受益者集会を含む。以下同じ。))における議決権は、お客様の指示により、当該振替受益権の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。

第33条 (振替受益権に係る議決権の行使等)

振替受益権に係る受益者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。

第34条 (振替受益権の信託財産に係る株主総会の書類等の送付等)

振替受益権の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利又は利益に関する諸通知及び振替受益権に係る信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に定める方法により行います。

第35条 (振替受益権の証明書請求等)

(1) お客様は当社に対し、振替法第127条の27第3項の書面の交付を請求することができます。

(2) お客様は、振替法第127条の27第3項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替受益権について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。

第36条 (総株主通知等に係る処理)

(1) 当社は、振替有価証券について、振替機関に対し、振替機関が定めるところにより、株主確定日(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投信及び振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ。))における株主(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投信及び振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。))の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替有価証券の銘柄及び数量、その他振替機関が定める事項を報告します。

(2) 振替機関は、上記(1)の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替有価証券の発行者(振替上場投信にあっては発行者及び受託者。)(3)において同じ。))に対し、通知株主等の氏名又は名称、住所、通知株主等の有する振替有価証券の銘柄及び数量、その他振替機関が定める事項を通知します。この場合において、振替機関は、通知株主等として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。

(3) 振替機関は、発行者に対して通知した上記(2)の通知株主等に係る事項について、株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。

(4) 当社は、振替上場投信又は振替受益権について、振替機関が定めるところにより、お客様の氏名又は名称及びその他振替機関が定める情報が、総受益者通知において、振替上場投信の発行者及び受託者又は振替受益権の発行者に対して提供されることにつき、お客様にご同意いただいたものとして取扱います。

第36条の2 (お客様への連絡事項)

(1) 当社は、振替有価証券について、次の事項をお客様にご通知します。

- ① 最終償還期限(償還期限がある場合に限り。)
- ② 残高照合のための報告
- ③ お客様に対して振替機関から通知された事項

(2) 上記(1)②の報告は、取引残高報告書をもって行うものとし、第1章総合取引約款第15条の規定を準用します。

第37条 (振替新株予約権の行使請求等)

(1) お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日又は元利払期日及び当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

(2) お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

(3) お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新投資口予約権について、発行者に対する新投資口予約権行使請求及び当該新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新投資口予約権行使により交付されるべき振替投資口の銘柄に係る投資主確定日及び当社が必要と認めるときは、当該新投資口予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

(4) 上記(1)から(3)までの発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求については、振替機関の定めるところにより、すべて振替機関を経由して振替機関が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、振替機関が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。

(5) お客様は、上記(1)、(2)又は(3)に基づき、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求をする振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。

(6) お客様は、上記(5)に基づき、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使又は新投資口予約権行使に係る払込金の振込みを委託していただくものとします。

(7) お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、新株予約権行使期間又は新投資口予約権行使期間が満了したときは、当社がただちに当該振替新株予約権又は振替新投資口予約権の抹消を行います。

(8) お客様は、当社に対し、上記(1)の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、振替機関が定める取次停止期間を除きます。

(9) 上記(8)の場合は、当社所定の手続料をいただきます。

第38条 (振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)

(1) 振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債権、新株予約権証券又は新投資口予約権証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債権、新株予約権証券又は新投資口予約権証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債権、新株予約権証券又は新投資口予約権証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付するか、若しくは保護預り口座等でお預りします。

(2) 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、振替機関が定める場合には、振替機関が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

第39条 (振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求)

(1) お客様(振替新株予約権付社債権者である場合に限り。))は、当社に対し、振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第194条第3項各号に掲げる事項を証明した書面(振替法第222条第3項に規定する書面をいいます。))の交付を請求することができます。

(2) お客様は、上記(1)の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。また、お客様は、反対新株予約権付社債権者が振替法第222条第5項に規定する書面の交付を受けたときは、当該反対新株予約権付社債

権者が当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請をすることはできません。

- (3) 上記(1)の場合は、当社所定の手続料をいただきます。

第40条 (振替口座簿記載事項の証明書の交付又は情報提供の請求)

- (1) お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書面（振替法第 277 条に規定する書面をいいます。）の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することを請求することができます。
- (2) 当社は、当社が備える振替口座簿のお客様の口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接又は振替機関を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法による提供をします。
- (3) 上記(1)の場合は、所定の料金をいただきます。

第40条の2 (届出事項の変更手続き)

- (1) 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。
- (2) 上記(1)により届出があった場合は、当社が所定の手続きを完了した後でなければ振替有価証券の振替又は抹消、契約の解除のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 上記(1)による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

第41条 (口座管理料)

- (1) 当社は、振替決済口座を開設したときは、その開設時及び振替決済口座開設後 1 年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- (2) 当社は、上記(1)の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振替有価証券の売却代金等の支払いのご請求には応じないことがあります。

第42条 (当社の連帯保証義務)

上位機関等が振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の①から③に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- ① 振替有価証券の振替手続きを行った際、上位機関等において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替有価証券の超過分（当該振替有価証券を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、利金、解約金、収益分配金及び振替受益権の受益債権に係る債務の支払いをする義務
- ② 分離適格振決国債、分離元本振決国債又は分離利息振決国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振決国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振決国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振決国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振決国債の超過分（振決国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務
- ③ その他、上位機関等において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第43条 (振替有価証券の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

- (1) 当社は、振替機関において取扱う振替有価証券のうち、当社が指定販売会社となっていない投資信託受益権の銘柄その他当社が定める一部の振替有価証券の取扱いを行わない場合があります。
- (2) 当社は、当社における振替有価証券の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第44条 (機構非関与銘柄の振替の申請)

お客様の口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨をお申しいただきます。

第45条 (他の口座管理機関から振替を受けた一般債の取扱い)

- (1) 他の口座管理機関から振替を受けた一般債について、当社が募集・売出し等の取扱いを行っていなかった銘柄である場合等は、買取りの請求に応じられない場合があります。
- (2) 上記(1)の場合、当該銘柄に関する情報を提供できない場合があります。

第46条 (解約等)

- (1) 第 1 章総合取引約款第 17 条の規定に該当したときは、この契約は解除されます。この場合において、同条③中の「この約款」とあるのは、「振替決済口座約款」と読み替えるものとします。
- (2) 次の①から③のいずれかに該当するお客様が契約を解約するときには、速やかに振替有価証券を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただくうえで、契約を解除していただきます。
- ① お客様の振替決済口座に振替有価証券についての記載又は記録がされているとき
- ② お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者若しくは受益者として記載若しくは記録されているとき、お客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるとき又はお客様が他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知若しくは反対新投資口予約権者の通知における反対株主、反対投資主、反対新株予約権付社債権者、反対新株予約権者若しくは反対新投資口予約権者であるとき
- ③ お客様の振替決済口座の解約の申請にもかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整新投資口予約権数、調整優先出資数、調整上場投資信託受益権口数又は調整受益権数に係る振替有価証券についてお客様の振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合
- (3) 上記(1)、(2)による振替有価証券の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、売却代金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- (4) 当社は、上記(3)の不足額を引取りの日に第 41 条(1)の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第 41 条(2)に準じて売却代金等の預り金から充当することができるものとします。

第47条 (解約時の取扱い)

前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替有価証券及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえで、金銭により返還を行います。

第48条 (緊急措置)

法令の定めるところにより振替有価証券の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をとることができるものとします。

第49条 (免責事項)

当社は、次に掲げる場合にお客様に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第 40 条の 2(1)による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振替有価証券の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、振替有価証券の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替有価証券の振替又は抹消に直ちにに応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 上記④の事由により振替有価証券の記録が滅失等をした場合、又は第 30 条による配当金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第 48 条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

第50条 (約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにこの効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

第51条 (個人情報等の取扱い)

- (1) お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他振替機関が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、振替機関の業務規程に基づくこの約款の各規定により、振替機関、振替機関を通じて振替有価証券の発行者及び受託者並びに振替機関を通じて他の口座管理機関（以下「振替機関

- 等」といいます。)に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報(振替機関等へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。
- (2) 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf)に掲載しておりますのでご覧ください。また、米国税務当局(IRS)においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。
- ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人又はその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法第1471条及び第1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)

第52条 (社債的受益権の取扱いに関する各規定の読み替え)

この約款における社債的受益権(機構の社債等に関する業務規程に規定する「特定目的信託の社債的受益権」をいいます。)の取扱い、下表のとおり読み替えます。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条	利金支払期日	配当支払期日
第22条	償還金(繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。)	償還金(繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ。)
第22条	元利金	償還金及び配当
第22条、第42条及び第44条	利金	配当

第4章 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款

第1条 (約款の趣旨)

- (1) この約款は、お客様(個人のお客様に限りません。)が特定口座内保管上場株式等(租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。)の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために当社に開設される特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託(以下「保管の委託等」といいます。)について、同条第3項第2号に規定される要件及び、同条第2項に規定する特定口座において処理した金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)第156条の24第1項の規定による信用取引(以下「信用取引」といいます。)による上場株式等の譲渡又は当該信用取引の決済のために行う上場株式等の譲渡(当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等の買付けにより取引の決済を行う場合又は当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等を買付けた取引の決済のために行う場合に限りません。)について、租税特別措置法第37条の11の3第3項第3号に規定される要件、並びに当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- (2) お客様と当社の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、この約款に定めがない場合は、諸法令及び「丸近の証券総合サービス約款・規定集」等、当社の他の約款並びに規定によるものとします。

第2条 (特定口座開設届出書の提出)

- (1) お客様が、当社所定の方法により、あらかじめ、以下の書類を当社に提出又は提示することにより、特定口座の開設を申込みのとし、当社が、これを承諾した場合に、特定口座の開設及び特定口座を通じた取引を行うことができるものとします。ただし、当社に複数の特定口座を開設することはできないものとします。
- ① 特定口座開設届出書
- ② 租税特別措置法に基づく本人確認書類
- ③ 個人番号
- (2) お客様が、当社所定の方法により、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書(以下「当該選択届出書」といいます。)を提出したときは、特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引及び発行日取引(以下「信用取引等」といいます。)に係る差金決済による所得について、租税特別措置法第37条の11の4に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する特例(以下「源泉徴収」といいます。)の適用を受けるものとします。
- なお、当該選択届出書が提出された年の翌年以後については、お客様から源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、その年において最初の当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をするとき又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等につきその年最初に差金決済を行うときのうちいずれか早いときより前に、当該選択届出書の提出があったものとみなします。
- (3) お客様が当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

第3条 (特定保管勘定における保管の委託等)

- (1) 上場株式等の保管の委託は、特定口座に設けられた特定保管勘定(この約款に基づき特定口座に保管の委託がされる上場株式等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。)において行います。
- (2) 上場株式等の信用取引等は、特定信用取引等勘定(この約款に基づき特定口座において処理される上場株式等の信用取引等につき、当該信用取引等の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。)において行います。

第4条 (所得金額等の計算)

当社は、特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引等に係る差金決済による所得金額の計算を、租税特別措置法、その他関係法令及び政省令の定めに基づき行います。

第5条 (特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)

- (1) 当社は、お客様の特定保管勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受入れます。
- ① お客様が第2条に定める特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等
- ② 当社以外の金融商品取引業者に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部又は一部について、所定の方法により、当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
- ③ お客様が当社が行う上場株式等の募集(金商法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限りません。)により取得した上場株式等又は金商法第2条第4項に規定する売出しにより取得した上場株式等
- ④ お客様が当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引等勘定において行った信用取引等により買付けた上場株式等のうち、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等
- ⑤ お客様が贈与・相続(限定承認に係るものを除きます。以下同じ。)又は遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。)により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社に開設していた特定口座、租税特別措置法第37条第14条第5項第1号に規定する非課税口座、同法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座又は特定口座以外の口座(非課税口座及び未成年者口座を除きます。以下「相続等一般口座」といいます。)に引続き保管の委託がされている上場株式等で、所定の方法により、当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
- ⑥ お客様が贈与・相続又は遺贈により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社以外の金融商品取引業者等に開設していた特定口座又は相続等一般口座に引続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
- ⑦ お客様が、次に掲げる事由により取得した上場株式等であって、特定口座内保管上場株式等を基因とし、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿に記載又は記録する方法で受入れたもの等、関係法令の定めにより特定保管勘定への受入れが認められているもの
- イ 株式の分割又は併合
- ロ 株式無償割当て
- ハ 法人の合併
- ニ 投資信託の併合

- ホ 法人の分割
 - ヘ 株式分配
 - ト 株式交換等
 - チ 取得請求権付株式の請求権の行使
 - リ 特定口座内保管上場株式等に付与された新株予約権の行使
 - ス 上場株式等償還特約付社債（ＥＢ）償還で取得する株式
 - ル 有価証券オプション取引の権利行使で取得する株式
- ⑧ その他、租税特別措置法等、関係法令及び政省令で定められたもの

(2) 当社は、お客様の特定信用取引等勘定においては特定口座開設届出書の提出後に開始する上場株式等の信用取引等に関する事項のみを処理いたします。

第6条（譲渡の方法）

特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行います。

第7条（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第2号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第8条（特定口座内保管上場株式等の移管）

当社は、第5条(1)②に規定する移管については、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項及び第11項の定めるところにより行います。

第9条（贈与・相続又は遺贈による特定口座への受入）

当社は、第5条(1)⑤、⑥又は⑧に規定する上場株式等のうち、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号、第4号、第15号、第22号、第25号及び第26号の移管による上場株式等の受入れは、それぞれ同項第3号、第4号、第15号、第22号、第25号又は第26号及び同条第15項から第17項まで若しくは第19項から第21項まで又は同施行令第25条の10の5に定めるところにより行います。

第10条（年間取引報告書の送付）

当社は、特定口座を開設しているお客様に対して、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書2通を作成し、翌年1月31日（第11条によりこの契約が解除されたときは、その解除日の属する月の翌月末日）までに、1通をお客様に交付し、1通を所轄の税務署長に提出いたします。但し、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、お客様が開設した特定口座において、その年中に上場株式等の譲渡及び上場株式等の配当等の受入れが行われなかった場合は、お客様からの請求があるときを除き、特定口座年間取引報告書のお客様への交付は行いません。この場合でも、所轄の税務署長には提出いたします。

第11条（契約の解除）

次の①から③の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ① お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
- ② お客様が租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項に規定する出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合において、同施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書が当社に対して提出されたものとみなされたとき
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

第12条（特定口座に係る事務）

特定口座に関する事項の細目については、関係法令及びこの約款に規定する範囲内で、当社が定めるものとします。

第13条（特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付）

特定口座内公社債等の発行会社について清算結了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る1単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。

第14条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

第5章 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために当社に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）

- (1) 当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等（租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当をいいます。）に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります。）のみを受入れます。
 - ① 租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等（同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。）で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - ② 租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - ③ 租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - ④ 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
- (2) 当社が支払いの取扱いをする上記(1)の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払いをする者から受取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れます。

第3条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）

- (1) お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項及び同施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。
- (2) お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項及び同施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

第4条（特定上場株式配当等勘定における処理）

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理いたします。

第5条（所得金額等の計算）

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項及び関連政省令の規定に基づき行われます。

第6条（契約の解除）

次の①から③の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ① お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
- ② お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- ③ お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

第7条（合意管轄）

お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第8条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容及びその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

第6章 特定管理口座約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様が当社に設定する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座（以下「特定管理口座」といいます。）の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条（特定管理口座の開設）

当社に特定口座を開設しているお客様が特定管理口座の開設を申込むに当たっては、当社に対し特定管理口座開設届出書を提出しなければなりません。

第3条（特定管理口座における保管の委託）

当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式又は公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。

第4条（譲渡の方法）

- 特定管理口座において保管の委託がされている特定管理株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法により行います。
- 上記(1)の規定にかかわらず、お客様が、当社に対して、特定管理株式の売委託の注文又は当社に対する買取りの注文を出すことができない場合があります。
- 上記(2)の規定により、お客様が当社に対して特定管理株式に係る注文を出すことができない場合には、お客様が特定管理株式を譲渡される前に、当該特定管理株式を特定管理口座から払出すことといたします。

第5条（特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知）

特定管理口座において特定管理株式等の譲渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第6条（特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付）

特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときは、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等に係る1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。

第7条（契約の解除）

- 次の①から④の一に該当したときは、この契約は解除されます。
 - お客様から特定管理口座の廃止の届出があった場合
 - お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
 - お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
 - お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
- 上記(1)の規定にかかわらず、上記(1)②又は③の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式の保管の委託がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。

第8条（合意管轄）

お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第9条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容及びその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

第7章 外国証券取引口座約款

第1節 総則

第1条（約款の趣旨）

- この約款は、お客様と当社との間で行う外国証券（日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいいます。以下同じ。）の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。
- お客様は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」といいます。）、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場を含みます。以下同じ。）に取次ぐ取引（以下「外国取引」といいます。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」といいます。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」といいます。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含みます。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。

なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。

第2条（外国証券取引口座による処理）

お客様が当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」（以下「本口座」といいます。）により処理します。

第3条（遵守すべき事項）

お客様は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令並びに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所（以下「当該取引所」といいます。）、日本証券業協会及び決済会社（株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいいます。以下同じ。）の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行者（預託証券については、預託証券に係る預託機関をいいます。以下同じ。）が所在する国又は地域（以下「国等」といいます。）の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

第2節 外国証券の国内委託取引

第4条（外国証券の混合寄託等）

- お客様が当社に寄託する外国証券（外国株式等及び外国新株予約権を除きます。以下「寄託証券」といいます。）は、混合寄託契約により寄託するものとします。当社が備えるお客様の口座に当該お客様が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権（以下「振替証券」といいます。）については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。
- 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混合寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書換えます。振替証券は、(3)に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管期間における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。
- 上記(2)により混合寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振替えられる振替証券（以下「寄託証券等」といいます。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」といいます。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。
- お客様は、上記(1)の寄託又は記録若しくは記載については、お客様が現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第4条の2（寄託証券に係る共有権等）

- (1) 当社に外国証券を寄託したお客様は、当該外国証券及び他のお客様が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に混合保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録されたお客様は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該お客様に与えられることとなる権利を取得します。
- (2) 寄託証券に係るお客様の共有権は、当社がお客様の口座に振替数量を記載した時に移転します。振替証券に係るお客様の権利は、当社がお客様の口座に振替数量を記載又は記録した時に移転します。

第5条（寄託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却又は交付）

- (1) お客様が寄託証券等を我が国以外の金融商品市場において売却する場合又は寄託証券等の交付を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関（以下「当社の保管機関」といいます。）に保管替えし、又は当社の指定する口座に振替えた後に、売却し又はお客様に交付します。
- (2) お客様は、上記(1)の交付については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第6条（上場廃止の場合の措置）

- (1) 寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替えし、又は当社の指定する口座に振替えます。
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合に、あらかじめ決済会社が定める日までのお客様から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、お客様の同意があったものとして取扱います。

第7条（配当等の処理）

- (1) 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含みます。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為に基づかず交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含みます。以下同じ。）等の処理は、次の①から④に定めるところによります。
 - ① 金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等については分配金支払取扱銀行。以下同じ。）を通じお客様あてに支払います。
 - ② 株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含みます。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預借証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含みます。以下同じ。）の場合は、次のイ又はロに定める区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより取扱います。
 - イ. 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合
決済会社が、寄託証券等について、株式配当に係る株券の振入を指定し、お客様が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振込むものとし、1株（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等については1口（投資法人債券に類する外国投資証券等については1証券）、カバードワラントについては1カバードワラント、外国株預借証券については1証券。以下同じ。）未満の株券及び決済会社が振入を指定しないとき又は決済会社が振入を指定しお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当に係る株券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等については受益権事務取扱機関、外国投資証券等については投資口事務取扱機関又は投資法人債事務取扱機関、カバードワラントについてはカバードワラント事務取扱機関。以下同じ。）を通じお客様あてに支払います。ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。
 - ロ. 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合
お客様が源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振込むものとし、1株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じお客様あてに支払うものとします。
 - ③ 配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じお客様あてに支払うものとします。
 - ④ 上記②の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いを円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合に、外貨により支払うことができるものとします。
- (2) お客様は、上記(1)①に定める配当金、(1)②イ及びロに定める売却代金並びに(1)③に定める金銭（以下「配当金等」といいます。）の支払方法については、当社所定の書類により当社に指示するものとします。
- (3) 配当金等の支払いを、すべて円貨により行います（円位未満の端数が生じたときは切捨てます。）。
- (4) 上記(3)の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行（(1)①に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあっては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。）が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場（当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあっては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場）によります。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により、外貨の国内への送金が不可能若しくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。
- (5) 上記(1)①から④に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、お客様の負担とし、配当金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。
- (6) 配当に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社又は当社が行います。
- (7) 決済会社は、上記(1)及び(3)の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保すること又は外貨により行うことができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。
- (8) 配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れるものとします。

第8条（新株予約権等その他の権利の処理）

寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の①から⑥に定めるところによります。

- ① 新株予約権等が付与される場合は、次のイ又はロに定める区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより、取扱います。
 - イ. 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合
お客様が所定の時限までに新株式（新たに割り当てられる外国株券等をいいます。以下同じ。）の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客様に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引受け、当社を通じて本口座に振込むものとし、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないとき又は決済会社が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。
 - ロ. 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合
決済会社が新株予約権等を受領し、当社を通じ本口座に振込みます。この場合において、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客様に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引受け、当社を通じて本口座に振込むものとし、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとします。
- ② 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預借証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含みます。）により割当てられる新株式は、決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振込みます。ただし、1株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。
- ③ 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定しお客様が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振込むものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定しお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じお客様に支払うものとします。ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。
- ④ 上記①から③以外の権利が付与される場合は、決済会社が定めるところによります。
- ⑤ 上記①イ、②及び③により売却処分した代金については、前条(1)②並びに同条(2)から(5)まで及び(7)の規定に準じて処理するものとし、同条(8)の規定はその支払いに

について準用します。

- ⑥ 上記①の払込代金及び③の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いが円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

第9条（払込代金等の未払い時の措置）

お客様が、新株予約権等の行使に係る払込代金その他外国証券の権利行使を行うため又は株式配当を受領するため当社に支払うことを約した代金又は源泉徴収税額相当額を、所定の期限までに当社に支払わないときは、当社は、任意に、お客様の当該債務を履行するために、お客様の計算において、当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとします。

第10条（議決権の行使）

- (1) 寄託証券等（外国株預託証券を除きます。以下この条において同じ。）に係る株主総会（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益者集会並びに外国投資証券等に係る投資主総会及び投資法人債権者集会を含みます。以下同じ。）における議決権は、お客様の指示により、決済会社が行使します。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しません。
- (2) 上記(1)の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとします。
- (3) 上記(1)の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、お客様が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該発行者に送付する方法により、お客様が行使するものとします。
- (4) 上記(1)及び(3)の規定にかかわらず、決済会社は、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又はお客様が当該寄託証券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

第10条の2（外国株預託証券に係る議決権の行使）

- (1) 外国株預託証券の表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会における議決権は、お客様の指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使します。ただし、この指示をしない場合は、当該発行者は議決権を行使しません。
- (2) 前条(2)の規定は、上記(1)の指示について準用するものとします。
- (3) 上記(1)の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、お客様が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、お客様が行使するものとします。
- (4) 上記(1)及び(3)の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又はお客様が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

第11条（株主総会の書類等の送付等）

- (1) 寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除きます。）又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主又は投資法人債権者、外国株預託証券にあつては所有者）の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関がお客様の届出た住所あてに送付します。
- (2) 上記(1)の諸通知の送付は、当該取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができるものとします。

第3節 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

第12条（売買注文の執行地及び執行方法の指示）

お客様の当社に対する売買の種類、売買注文の執行地及び執行方法については、当社の応じ得る範囲内でお客様があらかじめ指示するところにより行います。

第13条（注文の執行及び処理）

お客様の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込については、次の①から⑤に定めるところによります。

- ① 外国取引並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込については、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。
- ② 当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。
- ③ 国内店頭取引については、お客様が希望し、かつ、当社がこれに応じ得る場合にを行います。
- ④ 外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。
- ⑤ 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客様あてに契約締結時等交付書面等を送付します。

第14条（受渡日等）

取引成立後の受渡し等の処理については、次の①・②に定めるところによります。

- ① 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。
- ② 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客様との間で別途取決める場合を除き、約定日から起算して3営業日目とします。

第15条（外国証券の保管、権利及び名義）

当社がお客様から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の①から⑩に定めるところによります。

- ① 当社は、お客様から保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管機関に委任するものとします。
- ② 上記①に規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。
- ③ お客様が有する外国証券（みなし外国証券を除きます。）が当社の保管機関に保管された場合には、お客様は、適用される準拠法及び慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券に係る口座に記載又は記録された当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されます。
- ④ 上記③の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において③中「外国証券（みなし外国証券を除きます。）が当社の保管機関に保管された」とあるのは「みなし外国証券に係る数量が当社の保管機関における当社の口座に記載又は記録された」と、「当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。
- ⑤ 上記③の場合において、お客様は、適用される準拠法の下で、当該外国証券に係る証券又は証書について、権利を取得するものとします。
- ⑥ お客様が有する外国証券に係る権利は、当社が本口座に振替数量を記載又は記録した時に、当該振替数量に応じて移動が行われるものとします。
- ⑦ お客様が権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要がある場合は、その名義人は当社の保管機関又は当該保管機関の指定する者となります。
- ⑧ お客様が権利を有する外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、お客様は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。
- ⑨ お客様は、上記⑧の保管替え及び返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。
- ⑩ お客様が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る残高を抹消するとともに、お客様が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取扱いします。

第16条（選別基準に適合しなくなった場合の処理）

外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、お客様の希望により、当社はお客様が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、又はその解約の取次ぎに応じます。

第17条（外国証券に関する権利の処理）

当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の①から⑦に定めるところによります。

- ① 当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当社が代わって受領し、お客様あてに支払います。この場合、支払手続において、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様の負担とし当該果実又は償還金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。
- ② 外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分をうえ、その売却代金を上記①の規定に準じて処理します。ただし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。
- ③ 株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併又は株式交換等により割当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の金融商品市場にお

ける売買単位未満の株式は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のため、その売却代金を上記①の規定に準じて処理します。

- ④ 上記③の規定により割当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のため、その売却代金を上記①の規定に準じて処理します。
- ⑤ 外国証券に関し、上記①から④以外の権利が付与される場合は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のため、その売却代金を上記①の規定に準じて処理します。
- ⑥ 株主総会、債権者集会、受益者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示をしない場合には、当社が議決権の行使又は異議の申立てを行いません。
- ⑦ 上記①に定める果実に対し我が国において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続については、当社が代わってこれを行うことがあります。

第18条（諸通知）

- (1) 当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、お客様に次の通知を行います。
 - ① 募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
 - ② 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知
 - ③ 合併その他重要な株主総会議案に関する通知
- (2) 上記(1)の通知のほか、当社又は外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、お客様の希望した場合を除いて当社お送りしません。

第19条（発行者からの諸通知等）

- (1) 発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から3年間（海外CD及び海外CPについては1年間）保管し、閲覧に供します。ただし、お客様が送付を希望した場合は、お客様に送付します。
- (2) 上記(1)ただし書により、お客様あての通知書及び資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度お客様が当社に支払うものとします。

第20条（諸料金等）

- (1) 取引の執行に関する料金及び支払期日等は次の①・②に定めるところによります。
 - ① 外国証券の外国取引については、我が国以外の金融商品市場における売買手数料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第14条②に定める受渡期日までにお客様が当社に支払うものとします。
 - ② 外国投資信託証券の募集及び売出し又は私売に係る取得の申込については、ファンド所定の手数料及び主文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目論見書等に記載された支払期日までにお客様が当社に支払うものとします。
- (2) お客様の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度お客様が当社に支払うものとします。

第21条（外貨の受払い等）

外国証券の取引に係る外貨の授受は、原則として、お客様が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

第22条（金銭の授受）

- (1) 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社とお客様との間における金銭の授受は、円貨又は外貨（当社が応じ得る範囲内でお客様が指定する外貨に限ります。）によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。
- (2) 上記(1)の換算日は、売買代金については約定日、第17条①から④までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。

第4節 雑 則

第23条（取引残高報告書の交付）

- (1) お客様は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、お客様が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、お客様は、当社がお客様に対して契約締結時等交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。
- (3) 当社は、当社がお客様に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的に取引残高報告書を交付することがあります。

第24条（共通番号の届出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、お客様の本人確認を行うものとします。

第24条の2（届出事項）

お客様は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、印鑑及び共通番号等を当社所定の書類により当社に届出るものとします。

第25条（届出事項の変更届出）

お客様は、当社に届出した住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、共通番号等に変更があったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社の届出るものとします。

第26条（届出がない場合等の免責）

前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、お客様に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

第27条（通知の効力）

お客様あてに当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものと取り扱うことができるものとします。

第28条（口座管理料）

お客様は、この約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、口座管理料を当社にお支払いいただくことがあります。

第29条（契約の解除）

- (1) 第1章総合取引約款第17条の規定に該当したときは、この契約が解除されます。この場合において、同条③中の「この約款」とあるのは、「外国証券取引口座約款」と読み替えるものとします。
- (2) 上記(1)に基づく契約の解除に際しては、当社の定める方法により、保管する外国証券及び金銭の返還を行うものとします。なお、保管する外国証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行うものとします。

第30条（免責事項）

次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。

- ① 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は保管の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
- ② 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- ③ 当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

第31条（準拠法及び合意管轄）

- (1) 外国証券の取引に関するお客様と当社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とします。ただし、お客様が特に要請し、かつ、当社がこれに応じた場合には、その要請のあった国の法律とします。
- (2) お客様と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。

第32条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

第33条（個人データ等の第三者提供に関する同意）

- (1) お客様は、次の①から④に掲げる場合に、当該①から④に定める者に対し、当該お客様の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合にに応じて必要な範囲に限ります。）が提供されることがあることに同意するものとします。

- ① 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者
- ② 預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者若しくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者
- ③ 外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則（以下「法令等」といいます。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券の発行者若しくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者若しくは保管機関
- ④ 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含みます。以下この号において同じ。）が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的として当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないこと及び他の目的に利用されないことが明確な場合 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関
- (2) 米国政府及び日本政府からの要請により、当社がお客様について、外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）上の報告対象として、以下の①から③のいずれかに該当する場合及び該当する可能性がある当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。
- ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

付 則 (2025.9.1)

- 1 第7条(8)及び第8条⑤の改正は、2030年10月1日より施行する。
- 2 改正後の第7条(8)（第8条⑤において準用する場合を含む。）の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等(同⑤において準用する場合にあっては、同条①イ、②及び③により売却処分した代金)についても適用する。

第8章 累積投資取引規定

第1条（本章の趣旨）

本章は、お客様と当社との投資信託の受益権の累積投資に関する取決めです。当社は、本章の規定に従って投資信託の受益権の累積投資の委任に関する契約（以下本章において「契約」といいます。）をお客様と締結いたします。

第2条（累積投資の種類及び申込み）

- (1) お客様は、買付を希望する投資信託の受益権の種類に応じて、当該投資信託の目論見書に記載する累積投資コース（以下「コース」といいます。）ごとに、第1章総合取引約款に定める方法により申込みをいたします。
- (2) 既に他のコースにおいて上記方法により申込みが行われ契約が締結されているときは、第1回目の払込みをもって当該コースの契約の申込みが行われたものとします。

第3条（金銭の払込み）

- (1) お客様は、投資信託の受益権の買付にあてるため、随時その代金（以下「払込金」といいます。）を当該投資信託の目論見書に記載するコースごとに払込むことができます。ただし、お客様が第1章総合取引約款第2条(1)⑧に定める取引をご利用になる場合を除いて、第1回目の払込金はこれを各コース申込みのときに払込むものとします。
- (2) 上記(1)の払込金は、当該投資信託の目論見書に記載する金額を下らない額とします。

第4条（買付方法・時期及び価額）

- (1) 当社は、各コースに係る当該投資信託の目論見書に記載する方法により、遅滞なく当該投資信託の受益権の買付を行います。
- (2) 上記(1)の買付価額は、当該投資信託の目論見書に記載する価額とし所定の手数料等を加えた額といたします。
- (3) 買付けられた投資信託の受益権の所有権及びその果実又は元本に対する請求権は、当該買付のあった日からお客様に帰属するものとします。

第5条（投資信託の受益権の保管）

- (1) この契約によって買付けられた投資信託の受益権は、第3章振替決済口座管理約款第2条に定める振替決済口座簿への記載又は記録により管理いたします。
- (2) 当社は、当該管理に係る投資信託の受益権の管理料を申受けることがあります。

第6条（果実等の再投資）

累積投資に係る投資信託の受益権の収益分配金及び償還金は、お客様に代って当社が受領のうえ、これを当該コースに繰入れてお預りし、第4条に準じて買付けを行います。なお、各コースに係る当該買付けは当該投資信託の目論見書に記載する方法により行うものといたします。

第7条（返 還）

- (1) 当社は、この契約に基づく投資信託の受益権について、お客様からその返還を請求されたときには換金のうえ返還いたします。ただし、第3章振替決済口座管理約款に基づく他の口座管理機関への振替を行う場合は、この限りではありません。
- (2) 上記(1)の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は当該請求に係る金銭を届出印の押捺された所定の受領書と引換えに取引店においてお客様に返還いたします。なお、各コースに係る当該返還は、当該投資信託の目論見書に記載する方法により行うものといたします。

第8条（キャッシング（即日引出））

- (1) お客様は、MMFについて第7条の返還請求に基づき当社が引渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受取りを希望する場合は、次の方法（以下「キャッシング」といいます。）によります。
- ① 当社は、MMFの残高に基づき計算した返還可能金額又は500万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、MMFを担保に金銭を貸出すことができます。ただし、お客様の取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。
- 返還可能金額＝解約口数×基準価額÷解約口数分の受益権に係る申込日の前日までの分配金(A)－源泉税相当額{(A)×(所得税率+住民税率)}
- ② 上記①のキャッシング貸出日に、当社は、キャッシングの貸出しによる金銭に相応するMMFについて、当該貸出しの担保としてその受益権に担保を設定すると同時に、第7条の解約請求手続きを行います。
- ③ 上記②の解約請求手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出し残高全額の返済に充当します。
- 当該金銭とは別に、キャッシング貸出日から当該受渡日の前日までの果実より源泉税相当額を差引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、当該受渡日の属する月の最終営業日に、貸出金利として当社がもらいます。
- 貸出金利＝②の換金手続きに基づく金銭－①の貸出しによる金銭
- （なお、当該貸出金利に相当する果実の明細は、お客様にお知らせしないことがあります。）
- ④ 当社は、上記②の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、上記②の解約請求手続きに基づく金銭とキャッシングの貸出しによる金銭との差額を加えて、上記③の貸出金利をお客様に請求できるものとします。
- (2) 上記(1)の申込及びキャッシング代金の支払いは、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は届出印の押捺された所定の受領書と引換えに取引店においてお客様に金銭をお引渡しいたします。

第9条（解 約）

- (1) この契約は、次の①から④のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
- ① お客様から解約のお申出があったとき
- ② 払込金が引続き1ヶ年を超えて払込まれなかったとき。ただし、前回買付の日から1ヶ年以内に保管中の投資信託の受益権の果実又は償還金によって指定された投資信託の受益権の買付ができる場合の当該契約については、この限りではありません。
- ③ 当社が累積投資業務を営むことができなくなったとき

- ④ 当該投資信託受益権が償還されたとき
- (2) 当社は、引続き 3 ヶ月を超えて払込金のない契約については、これを解約させていただくことがあります。ただし、上記(1)②ただし書きに係る契約については、この限りではありません。
- (3) この契約が解約されたときは、当社は、遅滞なく保管中の投資信託の受益権及びコースの残高を第 7 条に準じ取引店においてお客様に返還いたします。
- (4) この解約の手続きは、第 7 条(2)に準じて行います。

第 10 条（その他）

- (1) 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 第 1 章総合取引約款第 27 条の規定は、本章においてこれを準用いたします。

「最良執行方針」についてのお知らせ

2005 年 4 月制定
2023 年 10 月改定
丸近証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。
当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）及びREIT（不動産投資信託の投資証券）等で、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」

なお、当社では、フェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券で、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」の取扱いをいたしません。

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、最良の取引の条件として最も有利な価格で執行すること以外のお客様の利益となる事項を主として考慮するため、お客様からいただいた上場株券等に係る注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として国内の取引所金融商品市場に取り次ぐこととし、PTS（私設取引システム）への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いを行いません。

① お客様から委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している取引所金融商品市場に取り次ぐことといたします。取引所金融商品市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、取引所金融商品市場における売買立会が再開された後に取引所金融商品市場に取り次ぐことといたします。

② ①において、委託注文の取引所金融商品市場への取次ぎは、次のとおり行います。

（a）上場している取引所金融商品市場が 1 箇所である場合（単独上場）には、当該取引所金融商品市場へ取り次ぎます。

（b）複数の取引所金融商品市場に上場（重複上場）されている場合には、執行時点において、株式会社QUICKの情報端末において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に最初に株価情報が表示される取引所金融商品市場（当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も出来高が多いとして選定されたものです。）に取り次ぎします。

なお、個別銘柄の具体的な市場については、お問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えします。

（c）当社は、国内のすべての取引所金融商品市場の取引参加者ではありませんので、（a）又は（b）により選定した取引所金融商品市場の取引参加者又は会員のうち、当該取引所金融商品市場への注文の取次ぎについて契約を締結している者を経由して、当該取引所金融商品市場に取り次ぎます。

3. 当該方法を選択する理由

PTSを含め複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較し、より価格を重視することはお客様にとって最良の執行となり得ると考えられます。当社でこのような執行をするためにはシステム開発等を行う必要がありますが、社内で検討した結果、システム開発等を行うことによりお客様にお支払いいただく手数料等の値上げが必要と考えています。

システム開発等に伴う費用等について精査した結果、お客様にとっては、複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも手数料等の値上げによる影響が大きいと考えられるため、PTSへの取次ぎを含む取引所外売買の取扱いをせず、国内の取引所金融商品市場に取り次ぐことが最も合理的であると判断しました。

また、複数の取引所金融商品市場に上場されている場合には、当該銘柄の一定期間における売買高等に基づき、最も流動性が高い取引所金融商品市場に取り次ぐことが、お客様にとって最も合理的であると判断しました。

4. その他

（1）次に掲げる取引については、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

① お客様から執行方法に関するご指示（当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する取引所金融商品市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった取引
当該ご指示いただいた執行方法

② 端株及び単元未満株の取引
端株及び単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法

（2）システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。
したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以上

「当社の個人情報保護方針」についてのお知らせ

2005 年 3 月制定
2022 年 4 月改定
丸近証券株式会社

当社は、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）に対する取組み方針として、次のとおり、個人情報保護方針を策定し、公表いたします。

1.（関係法令等の遵守）

当社は、個人情報の保護に関する関係法令、主務大臣のガイドライン及び認定個人情報保護団体の指針並びにこの個人情報保護方針を遵守いたします。

2.（利用目的）

1-1 当社は、お客様の同意を得た場合及び法令等により例外として取り扱われる場合を除き、お客様よりお預かりしている個人情報については以下の目的に特定して利用します。個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ利用します。

- ① 有価証券の売買、募集及びそれに付随する業務（売買、利金、償還のご案内など）
- ② その他金融商品取引業者が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（保険の取次など）
- ③ 金融商品取引業等に関する内閣府令により、人権、信条、門地、本籍地、保険医療又は犯罪経歴について情報その他の特別な非公開情報は、適切な業務の運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者への提供いたしません。

1-2 利用目的の具体例

- ① 当社の金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- ② 当社又は関連会社、提携会社の金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- ③ 適合性の原則等に照らした商品・サービスの提供の妥当性を判断するため
- ④ お客様ご本人であること又はご本人の代理人であることを確認するため
- ⑤ お客様に対し、取引結果、預り残高などの報告を行うため
- ⑥ お客様との取引に関する事務を行うため
- ⑦ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑧ 市場調査、並びにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑨ 他の事業者等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑩ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- ⑪ 前各号の個人情報の利用目的にかかわらず、個人番号は、「金融商品取引」に関する口座開設の申請・届出事務」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用いたします。

3.（安全管理措置）

当社は、お客様の個人情報等を正確かつ最新の内容となるよう努めます。また、お客様の個人情報等の漏えい等を防止するため、下記のとおり必要かつ適切な安全管理措置を実施するとともに、役職員及び委託先の適切な監督を行ってまいります。

- ① 基本方針の策定
当社は、個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問及び苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定しています。
- ② 個人データの取扱いに係る規律の整備
当社は、個人情報保護委員会及び金融庁により制定された「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等、並びに金融商品取引業者として当社が加入する自主規制機関の定めに準拠した取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の各段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について個人データの取扱規程を策定しています。
- ③ 組織的安全管理措置
 - 1) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業員及び当該従業員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。
 - 2) 個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署による監査を実施しています。
- ④ 人的安全管理措置
 - 1) 個人データの取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修を実施しています。
 - 2) 個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。
- ⑤ 物理的安全管理措置
 - 1) 個人データを取り扱う区域において、従業員の入退室管理及び持ち込み機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。
 - 2) 個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- ⑥ 技術的安全管理措置
 - 1) アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。
 - 2) 個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。
- ⑦ 外的環境の把握
当社は、経済安全保障の考え方に従い、国外にお客様の個人情報を保管することにはしておりません。将来国外にお客様の個人情報を保管することになった場合は、当該国における個人情報の保護に関する制度を把握したうえで、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等」についての実務指針に記載された安全管理措置に相当する安全管理措置を実施し、それを公表又はご本人に通知いたします。

4.（継続的改善）

当社は、お客様の個人情報等の適正な取扱いを図るため、この保護方針は適宜見直しを行い、継続的な改善に努めてまいります。

5.（開示等のご請求手続き）

当社は、お客様に係る保有個人データについて、お客様から開示、訂正、利用停止、第三者提供記録の開示等を求められた場合は、当社の所定書面を、お客様を担当する部店にご提出いただき、遅滞なく対応いたします。個人番号の保有の有無について開示のお申し出があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。なお、個人情報等の開示のご請求に伴う手数料は1回に付550円（税込）といたします。

6.（お客様の個人データを外国にある第三者に提供することに係る情報提供ご請求手続き）

当社が、お客様の個人データを外国にある第三者に提供することとなり、事後的に提供先の第三者を特定できた場合には、お客様は当該外国の名称、当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。

また、当社がお客様の個人データを、個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（以下「相当措置」といいます。）を継続的に講ずるために必要なものとして基準に適合する体制を準備している者に提供する場合、お客様の同意は不要とされていますが、お客様は以下に掲げる情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。

- ① 当該第三者における体制整備の方法
- ② 当該第三者が実施する相当措置の概要
- ③ 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容について、当社が確認する方法及び頻度
- ④ 当該外国の名称

- ⑤ 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
- ⑥ 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
- ⑦ ⑥の支障が生じたときに当社が講ずる措置の概要

7. (お問合わせ窓口)

開示等のご請求、個人情報等の取扱いに関するご質問・ご意見・苦情等は、以下の窓口までお申し出ください。

丸近証券株式会社

代表者：代表取締役社長 新田 順子

【担当窓口】

管理本部 〒600-8033 京都市下京区寺町通仏光寺下る恵美須之町 526 番地

電話：075-341-5111

8. (認定個人情報保護団体)

当社は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

【苦情・相談窓口】

日本証券業協会 個人情報相談室（電話：03-6665-6784）

(<https://www.jsda.or.jp/>)

なお、個人情報の主な取得元及び外部委託している主な業務について、ホームページに載せております。

